

市第1号議案

横浜市市税条例等の一部改正

横浜市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年5月22日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例等の一部を改正する条例

（横浜市市税条例の一部改正）

第1条 横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中「第82条」を「第81条の3」に改める。

第26条の2第1項中「当該右欄」を「同表の右欄」に改める。

第33条の6第4項中「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に改める。

第2章第4節中第82条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第81条の3 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第83条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第83条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社その他の政令第53条に規定する者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第84条第2項中「製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、法第467条第3項の定めるところによる。

第85条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

附則第9条第1項中「から第3号まで及び第7号」を「、第2号及び第6号」に、「並びに第45項」を「、第45項並びに第47項」に改め、同条第3項中「及び第3号」を削り、同条第4項中「同項第7号」を「同項第6号」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第13条の3の5中「附則第15条の8第4項」を「附則第15

条の8第2項」に改める。

第2条 横浜市市税条例の一部を次のように改正する。

第85条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第3条 横浜市市税条例の一部を次のように改正する。

第85条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

(横浜市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 横浜市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年9月横浜市条例第56号)を次のように改正する。

附則第6項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第16項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改める。

附則第17項の表中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に、「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中横浜市市税条例(以下「条例」という。)第26条の2第1項及び第33条の6第4項の改正規定、条例附則第9条第1項の改正規定(「並びに第45項」を「、第45項並びに第47項」に改める部分を除く。)並びに同条第3項及び第4項並びに条例附則第13条の3の5の改正規定 公布の日

(2) 第1条中条例附則第9条第1項の改正規定(「並びに第45項」を「、第45項並びに第47項」に改める部分に限る。)及び同

条に1項を加える改正規定 生産性向上特別措置法（平成30年法律第 号）の施行の日

(3) 第2条及び附則第8項から第13項までの規定 平成32年10月1日

(4) 第3条及び附則第14項から第19項までの規定 平成33年10月1日

（市たばこ税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、平成30年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

3 平成30年10月1日前に条例第82条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（地方税法（昭和25年法律第226号）第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。）が行われた地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「地方税法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法第464条第1号に規定する製造たばこ（横浜市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年9月横浜市条例第56号）附則第5項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第7項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する条例第82条第1項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）又は地方税法等改正法第1条の規定による改正後の地方税法第464条第1項第4号に規定する小売販売業者（以下「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。以下「所得税法等

改正法」という。) 附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所が市の区域内に所在するときに、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が市の区域内に所在するときに、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 4 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等改正法附則第23条第3項の規定に基づく総務省令で定める様式により、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を平成30年10月31日までに、市長に提出しなければならない。
- 5 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 第3項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第1条の規定による改正後の条例（以下「平成30年新条例」という。）の規定中市たばこ税に関する部分（条例第84条第1項、平成30年新条例第85条及び条例第87条の規定を除く。）を適用する。この場合において、平成30年新条例第84条

第2項中「前項」とあるのは「横浜市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年 月横浜市条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）附則第3項」とし、同条第3項中「第1項」とあるのは「平成30年改正条例附則第3項」とし、条例第87条の2第1項中「前条」とあるのは「平成30年改正条例附則第4項」とする。

- 7 卸売販売業者等が地方税法等改正法附則第23条第7項の規定による控除を受けようとする場合は、条例第87条の規定により市長に提出すべき申告書に、同項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項の返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- 8 別段の定めがあるものを除き、平成32年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。
- 9 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた地方税法等改正法第1条の規定による改正後の地方税法第464条第1項第1号に規定する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所が市の区域内に所在するときに、これ

らの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が市の区域内に所在するときに、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 10 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等改正法附則第25条第3項の規定に基づく総務省令で定める様式により、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を平成32年11月2日までに、市長に提出しなければならない。
- 11 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 12 第9項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第2条の規定による改正後の条例（以下「平成32年新条例」という。）の規定中市たばこ税に関する部分（条例第84条第1項、平成32年新条例第85条及び条例第87条の規定を除く。）を適用する。この場合において、平成32年新条例第84条第2項中「前項」とあるのは「横浜市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年 月横浜市条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）附則第9項」とし、同条第3項中「第1項」とあるのは「平成30年改正条例附則第9項」とし、条例第87条の2第1項中「前条」とあるのは「平成30年改正条例附則第10項」とする。

- 13 卸売販売業者等が地方税法等改正法附則第25条第7項の規定による控除を受けようとする場合は、条例第87条の規定により市長に提出すべき申告書に、同項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項の返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- 14 別段の定めがあるものを除き、平成33年10月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。
- 15 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所が市の区域内に所在するときに、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が市の区域内に所在するときに、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 16 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等改正法附則第26条第3項の規定に

基づく総務省令で定める様式により、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を平成33年11月1日までに、市長に提出しなければならない。

- 17 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 18 第15項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の条例（以下「平成33年新条例」という。）の規定中市たばこ税に関する部分（条例第84条第1項、平成33年新条例第85条及び条例第87条の規定を除く。）を適用する。この場合において、平成33年新条例第84条第2項中「前項」とあるのは「横浜市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年 月横浜市条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）附則第15項」とし、同条第3項中「第1項」とあるのは「平成30年改正条例附則第15項」とし、条例第87条の2第1項中「前条」とあるのは「平成30年改正条例附則第16項」とする。
- 19 卸売販売業者等が地方税法等改正法附則第26条第7項の規定による控除を受けようとする場合は、条例第87条の規定により市長に提出すべき申告書に、同項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項の返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜

市第1号

市市税条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市市税条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

第1条関係

目次

（第1章省略）

第2章 普通税

（第1節から第3節まで省略）

第4節 市たばこ税（第81条の3—第92条）
第82条

（第5節、第6節、第3章及び附則省略）

（法人の均等割の税率）

第26条の2 法人に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額と当該右欄する。

（表及び第2項から第5項まで省略）

（法人の市民税の申告納付）

第33条の6 （第1項から第3項まで省略）

4 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は道府県民税若しくは市町村民税の法人税割に相当する税（外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。）を課された場合においては、法第321条の8
第321条の8
第26項
第24項の規定により控除すべき額を同条第1項（同項に規定する予定申告法人に係るものを除く。）、第4項、第22項又は第

23項の規定により申告納付すべき法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から控除するものとする。

（製造たばこの区分）

第81条の3 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

（製造たばことみなす場合）

第83条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社その他の政令第53条に規定する者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第84条 (第1項省略)

- 2 前項の製造たばこ (加熱式たばこを除く。)の本数は、法第467条第2項の定めるところによる。
- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、法第467条第3項の定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第85条 たばこ税の税率は、1,000本につき $\frac{5,692 \text{ 円}}{5,262 \text{ 円}}$ とする。

附 則

(固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例)

第9条 法附則第15条(第2項第1号 、第2号及び第6号 から第3号まで及び第7号、第8項、第18項、第32項、第37項、第44項 、第45項並びに第47項 並びに第45項 47項)を除く。以下この項において同じ。)、第15条の2又は第15条の3に規定する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準は、第45条から第47条まで又は第130条第1項の規定にかかわらず、それぞれ法附則第15条から第15条の3までの規定に規定する額とする。

(第2項省略)

- 3 法附則第15条第2項に規定する償却資産(同項第2号 及び第3号 に掲げるものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条又は第47条の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額とする。
- 4 法附則第15条第2項に規定する償却資産(同項第6号 に掲げるものに限る。 同項第7号)に対して課する固定資産税の課税標準は、第

市第1号

46条又は第47条の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に4分の3を乗じて得た額とする。

(第5項から第11項まで省略)

12 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

(サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課する固定資産税の減額の割合)

第13条の3の5 法 附則第15条の8第2項 附則第15条の8第4項 に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

第2条関係

(たばこ税の税率)

第85条 たばこ税の税率は、1,000本につき $\frac{6,122 \text{ 円}}{5,692 \text{ 円}}$ とする。

第3条関係

(たばこ税の税率)

第85条 たばこ税の税率は、1,000本につき $\frac{6,552 \text{ 円}}{6,122 \text{ 円}}$ とする。

横浜市市税条例等の一部を改正する条例(抜粋)

($\frac{\text{上段 改正案}}{\text{下段 現 行}}$)

附 則

(第1項から第5項まで省略)

6 次の各号に掲げる期間内に、条例第82条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、条例第85条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき
平成31年3月31日
4,000円

(第7項から第15項まで省略)

- 16 $\frac{\text{平成31年10月1日}}{\text{平成31年4月1日}}$ 前に条例第82条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所が市の区域内に所在するときに、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所が市の区域内に所在するときに、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき $\frac{1,692\text{円}}{1,262\text{円}}$ とする。

- 17 附則第8項から第11項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

市第 1 号

附則第 8 項	(省 略)	(省 略)
	平成28年 5 月 2 日	<u>平成31年10月31日</u> 平成31年 4 月30日
附則第 9 項	平成28年 9 月30日	<u>平成32年 3 月31日</u> 平成31年 9 月30日
(省 略)		